

Ⅱ 生徒心得

各自が高等学校の生徒たる本分を自覚し、教養ある人格の完成と、健全なる身体の育成を期し、品位ある校風を建てるために努めなければならない。本心得は本校生徒として守るべき規範である。

1 学業

生徒の本分は学習活動にある。平素の授業を最優先とする。

授業や考査の妨げになる私語等つつしみ、教育活動の妨げとなる行為はしない。

2 日課

- (1) 毎日の生活は、日課に従って節度あるものにする。
- (2) 始業時刻（8時45分）の5分前までに登校する。余裕をもって早目に家を出て事故をおこさないように心がける。
- (3) 日課表

時 限	時 刻	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	8：35～ 8：40	職 員 打 ち 合 わ せ				
	8：45～ 8：55	ST	ST	ST	ST	ST
第1時限	8：55～ 9：45	○	○	○	○	○
第2時限	9：55～10：45	○	○	○	○	○
第3時限	10：55～11：45	○	○	○	○	○
第4時限	11：55～12：45	○	○	○	○	○
	12：45～13：25	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
第5時限	13：25～14：15	○	○	○	○	○
第6時限	14：25～15：15	○	○	○	○	○
第7時限	15：25～16：15	○	15:20～15:30 清掃		LT	清掃
	16：15～16：20	ST	15:35～15:40 ST		ST	ST
	16：25～16：35	清掃	15:45～ 部活動		部活動	部活動
	16：45～	部活動				

<注1> ○印は授業。

<注2> 木曜日は16：15～16：20 ST、16：25～ 部活動。

なお定期考査中の時間帯については、第1時限を9：00から始め、各時限の放課は15分とする。

- (4) 下校時刻は原則として次のとおりである。居残りの場合は届け出ること。
 - 夏時間（3月～10月） 17時30分
 - 冬時間（11月～2月） 17時00分
 - 式・考査中・長期休業中 16時30分
- (5) 正当な理由のない欠席、遅刻、早退、欠課等をしない。
- (6) 始業時から終業時までには許可なく校外へ出ない。必要あって外出する時は、担任に申し出る。

3 出欠席等

- (1) 当日、欠席・遅刻等する場合は、インターネットでの入力または電話で必ず保護者等から朝8時25分までに届け出る。
- (2) 事前にわかっている場合の欠席・遅刻・早退・欠課については、その理由を必ず保護者等より担任に申し出る。
- (3) 公式競技、校長の許可する行事等に参加のため欠席する場合は、公欠扱いとするが教科においては欠課として扱われる。ただし皆勤には影響しない。
- (4) 学校感染症、自然災害、受験等によりやむを得ないとみなされ、これを校長が認めた場合は出席すべき日数から除かれる。
- (5) 親族が死亡した時は必ず申し出をし、後日書類を提出する。次の場合は忌引となり出席すべき日数から除外される。この場合も教科については欠課として扱われる。ただし皆勤には影響しない。

父母の忌	7日以内
祖父母、兄弟、姉妹の忌	3日以内
曾祖父母、伯、叔父母の忌	1日
その他同居親族の忌	1日

4 定期考査についての注意事項

- (1) 考査心得
 - ア 公正な態度で受験する。
 - イ 不正行為をしない。
 - ウ 不要物品の持込みをしない。
- (2) 公正な態度での受験について

定期考査等を無断で又は正当な理由なく欠席した場合は、その科目を零点とする。

その他、下記の各項目に従い静粛に受験すること。

 - ア 教科書、ノート、参考書等は鞆の中へ入れ、鞆は整理して廊下のロッカー上に置く。
 - イ 机間を正しく保ち、窓側前席から出席番号順に着席する。
 - ウ 開始3分前の予鈴までに着席し、静かに指示を待つ。
 - エ 考査時間中の途中退場は原則として認めない。
 - オ 考査時間中の物品の貸借、私語・わき見をしない。
 - カ 正しい姿勢で、文字を正しく明瞭に解答する。
 - キ 質問等がある場合は挙手をして監督の先生の指示を受ける。
 - ク 考査終了の合図で筆記用具から手を離す。
 - ケ 最後列の生徒は答案用紙を集め、番号順にそろえて提出する。他の生徒は合図があるまで席を立たない。
- (3) 不正行為について

考査時間中、不正行為があった場合は、その科目を零点とする。
- (4) その他

考査一週間前より終了まで職員室、準備室への入室を禁止する。

5 生活規律

- (1) 主体的に校規、校則を守り、刈谷北高校生としての誇りと自覚をもって節度ある生活を送る。
- (2) 地域から愛され信頼される高校生として、マナーを守るようにつとめる。
- (3) 服装・身だしなみ規定を守り、身だしなみを整え、服装、身のまわり品、頭髪などに無用な加工をしない。
- (4) 学校へ教育活動に不要なものは持参しない。
携帯電話・スマートフォン等については、始業から終業までは電源を切り、鞆に入れておき、使用しない。
- (5) 生徒間での金銭の授受、貸借および売買行為はしない。
- (6) 学校行事や部活動には積極的に参加し、健全な心身の保持増進にはげむ。
- (7) 飲酒、喫煙、薬物乱用などの法律や条例に反する行為及びその他の犯罪行為は、絶対にしてはならない。
- (8) 健全な育成を阻害するおそれのある施設や店舗の出入りをしない。及び、無断外出、外泊等はない。
- (9) 校内外での掲示、印刷物等の配布については学校の許可を必要とする。
- (10) 暴力行為、または暴力による威圧をしない。また、SNSやインターネット、携帯電話・スマートフォン等を利用し、人権侵害にあたる行為は絶対にしてはならない。
- (11) アルバイトは学業に専念するために原則禁止する。ただし、経済的な理由など家庭の事情でやむを得ないと学校が判断した場合は、保護者等の申し出のもとに所定の手続きを行う。
- (12) 旅行をする場合は次の事項を必ず守る。
 - ア 旅行及び宿泊をする際は、保護者等の承諾を得る。
 - イ 授業を欠席して旅行をする場合は「旅行届」を提出する。(生徒指導部にて保管する)
 - ウ 学生割引証を必要とする場合は、「旅行届」と「学生割引証交付願」を添えて提出する。
(受験に関しては別途指示をする)

6 交通安全

- (1) 登下校の際は交通ルールやマナーを守り、事故の防止に努める。
- (2) 二輪車による交通事故を防止する為、「四ない運動」を遵守する。
- (3) 在学中の運転免許証取得はすべて禁止する。ただし、就職内定者に対しては別途指示する。
- (4) 自転車通学を希望する者は次の事項を厳守する。
 - ア 学校より1.5km以遠から通学する者で、自宅から学校の間を利用する者。
 - イ 電車通学で刈谷駅を利用する者。
 - ウ 別途配慮の必要な者。
 - エ 許可申請のあった部活動で利用する者。
 - オ 自転車通学者心得を守れる者。
- (5) 自転車通学者心得
 - ア 許可を受けた者は、後輪泥除けに指定のステッカー等をつける。
 - イ 道路交通法に従い乗車すること。また、自転車安全利用五則（特にヘルメットの着用を励行する）を心がけ、自転車の危険行為をしない。
 - ウ 損害賠償責任等の保険等に加入する。
 - エ 指定の場所に施錠をして整頓して置く。

オ 雨の日は雨合羽を着用する。(傘さし運転はしない。)

カ ながら運転をしない。(携帯電話等・イヤホン・ヘッドホン)

キ 二人乗りはしない。

(6) 電動キックボードについては、安全上の観点で登下校及び教育活動における使用は禁止する。

7 身だしなみ

服装は質素、端正にして清潔を旨とし流行を追ったり、華美にならず刈谷北高校生としての品位を損わないよう心がける。

- (1) 授業は制服を着用する。指定された服装以外でやむを得ぬ理由で規定外の服装を必要とする時は、「異装届」を提出し許可を得る。
- (2) 登下校については、本校体育服または部活動着を着用することができる。
- (3) 本校指定体育服（令和7年度採用モデル）のポロシャツを全てのタイプの制服の上衣として着用することもできる。
- (4) 極端なアレンジを加えず、高校生として自然な髪型を心がける。表情が確認できることが望ましい。また、化粧は禁止する。
- (5) 授業や部活動などで危険を伴う装飾品（ピアス、指輪、カチューシャ、ブレスレット等）は禁止とする。

8 届出事項

次の各項については必ず届け出をすること。

- (1) 欠席、遅刻、早退、出席停止（忌引含む）
原則として保護者等から担任に申し出る。
- (2) 公欠
公式競技等に出席する場合、関係職員、部活動顧問の承認をうけて担任に申し出る。
- (3) 転学、退学、休学等
所定の様式により保護者等から担任を通じて、校長に届け出る。
- (4) 留学を希望する者は、留学計画を立てた段階で直ちに担任に連絡・相談する。担任の指導を受けた後、出発予定日を起算日とし30日以上前に、必要書類を整え、担任を通じて学校長に願い出る。留学が許可されるには、本人の明確な目的意識や留学生としての適性があり、かつ次の各条件を満たすことが必要である。
 - ア 教科・科目等の履修状況に問題のないこと
 - イ 教科・科目等の学習成績に問題のないこと
 - ウ 生活指導上問題のないこと
 - エ 提出された書類、本人からの事情確認、留学斡旋団体及び留学予定先高等学校の実態等に問題のないこと
- (5) 次の各項についても、それぞれの提出先に届け出る。
 - ア 氏名、住所、保護者、保証人等に変更、異動のあった場合。(担任、生徒指導部)
 - イ 学校の施設、設備等を使用する場合。(担任、部活動顧問、管理責任者)
 - ウ ポスター等の掲示、印刷物の配布、集会などを開く場合。(関係職員、担任、生徒指導部)
 - エ 旅行をする場合。(担任、生徒指導部)

*生活規律(12)を参照すること。

- オ 自転車通学をする場合。(担任、生徒指導部)
*原則遺失物、拾得物については1年間生徒指導部にて保管する。
- カ 異装の場合。(担任、生徒指導部)
- キ 遺失物、拾得物がある場合。(担任、生徒指導部)
- ク 下校時刻後、居残りの必要がある場合。(担任、顧問、生徒指導部)
- ケ 施設、設備、器具類を破損した場合。(担任、管理責任者、事務職員)
- コ 所属部活動変更の場合。(担任、新旧部活動顧問、生徒会)

9 清掃・美化について

- (1) 全員清掃を原則として、担当区域を協力して行う。清掃のやり方等は担当区域の教員の指示を受ける。
- (2) ガラス、器具、校具等破損したときは必ず教員に申し出て指示を受ける。

服 装 規 定

本校生徒は下記の規定に従い、常に清潔簡素な服装を備え、高校生としての品位を保つよう心がける。

1 制服

(1) タイプⅠ：詰襟学生服

ア 冬服

上衣、ズボン共に黒、詰えりの標準型学生服、カラーを着用（ラウンドカラーの学生服可）。
本校指定のボタンを用いる。本校指定のボタンを校章とする。

イ 夏服

- 上衣は以下の(ア)または(イ)とする。

(ア) 白無地（織柄等のないもの）のカッターシャツかブラウスカ開襟シャツを着用する。左胸に校章をつける（貼付式の校章可）。

(イ) タイプⅢのイの夏服の本校指定のワイシャツかブラウスを着用する（本校指定の刺繍入り）。

- ズボンは冬服と同じ黒色。

(2) タイプⅡ：セーラー服

ア 冬服

- 濃紺のセーラー服。リボンは黒、えりの白線は幅1cm。ふちより2cm内側に1本で井桁にする。井桁を校章の代わりとする。スカートのひだは24または28とする。

- スカートの丈の長さは、短くても膝にかかる程度とする。スカート丈の長さ調節でのベルトの使用は可。ただし、ベルトを使用して、スカートの丈の長さを規定よりも短くすることは禁止する。

イ 夏服

- 白の上衣、えりは濃紺。その他は冬服と同じ。

(3) タイプⅢ：ブレザー服

ア 冬服

- 上下衣ともに本校指定の制服。下衣はスラックスかスカートを着用する。スカート丈やベルトに関してはタイプⅡと同じ。

イ 夏服

- 上衣は本校指定のワイシャツかブラウスを着用する（本校指定の刺繍入り）。
- 下衣は冬服と同じ。

ウ ネクタイ・リボン

- 本校指定のネクタイかりボンを着用する。
- 着用する場合は、結び目が第一ボタンの上にくること。

(4) 希望購入品

ア カーディガン（紺・グレー）：タイプⅠ・Ⅱ・Ⅲで着用可。

- エンブレム（ワッペン）の付いた本校指定のものを着用する。
- 着用する場合は、すべてのボタンを留める。（指定日以外も同様）

イ ベスト（紺・グレー）：タイプⅠ・Ⅲで着用可。

- 本校指定の刺繍入りのものを着用する。

(5) その他・留意点

ア 上衣と下衣でタイプが違う組み合わせの着用は禁止する。ただし、タイプⅠの夏服上衣のみタイプⅢの夏服上衣着用可。

イ タイプⅢの普段時のネクタイ・リボンの着用は各自で判断する。ただし、式典など学校の指定する日はネクタイかりボンを着用する。

ウ 更衣時期は設けないので寒暖を考慮して各自で夏服か冬服を判断して着用する。ただし、式典など学校の指定する日は指定された制服（夏服か冬服）を着用する。

2 通学靴

運動靴、またはそれに準ずる華美でないもの。あるいは黒か茶の短皮靴とする。

3 靴下

靴下は白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないものとする。タイツは模様のない黒・紺・グレー・ベージュとする。ルーズソックス・レッグウォーマーの着用は禁止する。

4 鞆

学生用手さげ鞆又はスポーツバッグ等華美でないものとする。

5 防寒着

防寒着については通年可とする。登下校時の防寒着の着用は校舎内も許可する。ただし、コート類以外のマフラーや手袋は昇降口で着脱する。

6 上履き

本校指定の上履き（学年指定色）とする。

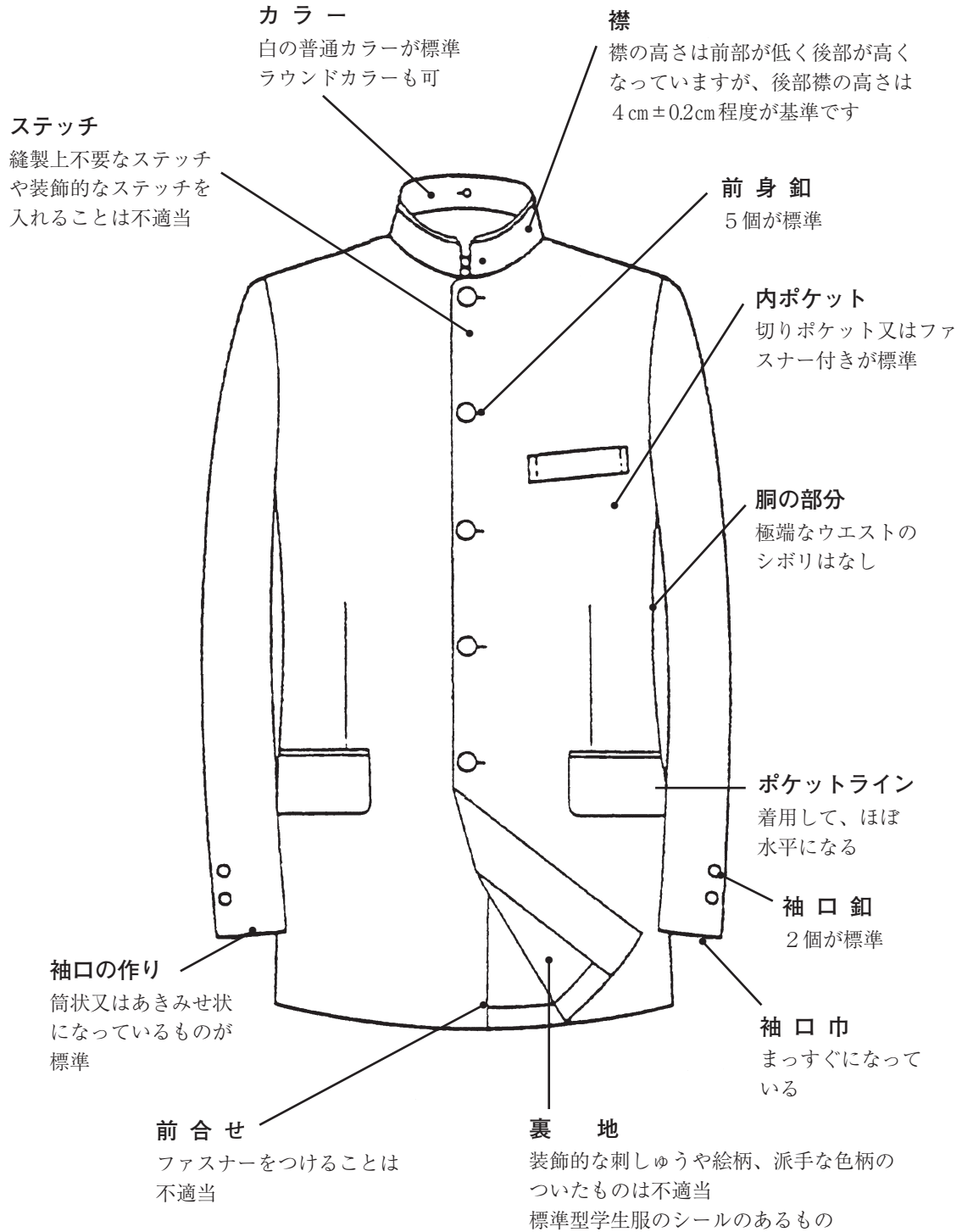
7 その他

(1) 授業は制服を着用する。指定された服装以外でやむを得ぬ理由で規定外の服装を必要とする時は、「異装届」を提出し許可を得る。

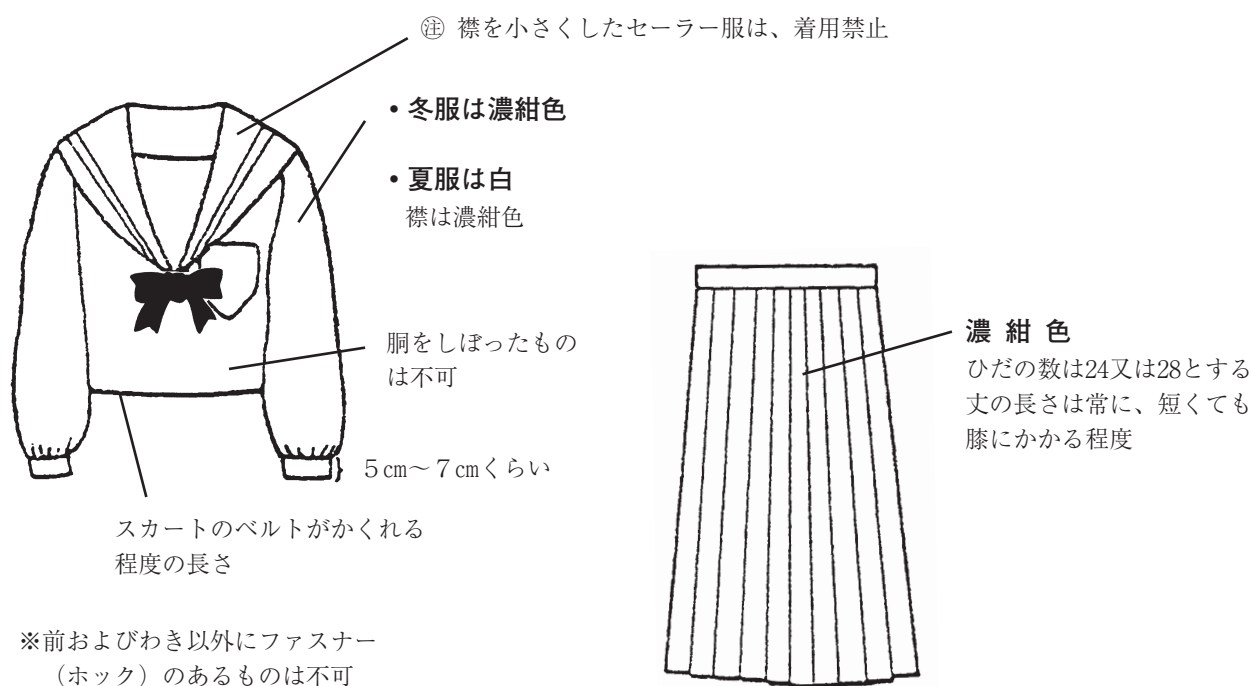
(2) 登下校については、本校体育服または部活動着を着用することができる。

(3) 本校指定体育服（令和7年度採用タイプ）のポロシャツを全てのタイプの制服の上衣として着用することもできる。

①タイプ I : 詰襟学生服



②タイプⅡ：セーラー服



③タイプⅢ：ブレザー服（服装規定参照）

生徒心得・服装規定等改定に関する規定

1 改定の手順について

- (1) 生徒会執行部と生徒指導部で意見交換
- (2) 生徒指導部で原案作成・検討
- (3) 生徒会執行部と生徒指導部で再意見交換
- (4) 運営委員会にて審議
- (5) 職員会議にて審議
- (6) 在校生への周知及びHP掲載

2 家庭・地域の意見について

学校はPTA役員会・学校評議員会にて意見を求める場合がある。

10 台風時における登校

- 1 居住地または本校所在地の区域に暴風警報が発令された場合の登校は、以下のようにする。
 - (1) 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校する。
 - (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、授業は警報解除の2時間後に開始する。
 - (3) なお、上記(1)、(2)において通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、状況が改善するまで登校を差し控える。
 - (4) 午前11時を過ぎて後、警報が解除されるか又は引続き解除されない場合には、その日授業を行わないので登校しなくてよい。
 - (5) 登校の途中で警報が出たことを知った場合にはすぐ帰宅する。
 - (6) 土曜日、日曜日、祝日、休業中に警報が出た場合には登校してはいけない。
 - (7) 考査期間中の場合には別途指示をする。

特別警報について

- 1 名古屋地方気象台から特別警報が発令されたときの登校について
 - (1) 登校以前に発令された場合
 - ア 授業を行わず、休業にする（登校してはならない。登校途中で警報が出たことを知ったときは安全に配慮しながら速やかに帰宅する）。
 - イ 特別警報がその日（午前0時以降）のうちに解除された場合も、授業は行わない。
 - ウ 解除後の授業の開始については、学校（ホームページ等）から伝える。
 - *ウの場合でも、通学路の安全が確保できない場合や交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。
 - (2) 登校後に発令された場合
 - ア 即刻授業を中止し、生命・安全の確保が確認された後に下校する。
 - *不通になった交通機関の再開、保護者の迎え等の確認ができるまでは、学校で待機する等適切に対応する。
 - イ 校内に残留し、校内外の避難場所へ避難するときは、学校の指示に従って冷静に行動し、危険防止に十分注意する。
- 2 注意報・警報、その他の気象情報を活用し、早めの身の安全の確保と行動を心がける。

南海トラフ地震に関する対応

1 南海トラフ地震が発生した場合

- (1) 在宅時は、学校から連絡があるまで待機する。
- (2) 登下校時は、安全な場所（広場、運動場など）に一時避難した後、安全な経路を通過して帰宅する。
- (3) 在校中は、学校の指示に従って速やかに下校する。（生徒個票の災害発生時の帰宅方法参照）

2 自宅から学校への電話は、自粛する。

3 在宅時等に発生した場合は、できるかぎり災害用伝言ダイヤルを利用して学校へ安全の報告をする。

【災害用伝言ダイヤルについて】

災害用伝言ダイヤルとは、大規模な災害が発生した場合に運用されるシステムで、家族に安否・居場所などを知らせる会話を30秒以内で録音、保存できる「声の伝言板」である。

一般加入電話、公衆電話、携帯電話から利用できます。ただし、メッセージの最大蓄積件数は電話1回線で10件までです。

(1) 伝言の録音方法

171

↓（ガイダンスが流れます）

1

↓（ガイダンスが流れます）

(****) ** - ****

※自宅の電話番号

↓（ガイダンスが流れます）

録音（30秒以内）

(2) 伝言の再生方法

171

↓（ガイダンスが流れます）

2

↓（ガイダンスが流れます）

(****) ** - ****

※自宅の電話番号

↓（ガイダンスが流れます）

再生

問合せ：NTT名古屋支店 災害対策室

052 (291) 2802